**FICの森規程**

1. （FICの森契約内容の概要）
2. FICの森は、土地所有者の林野庁関東森林管理局(千葉森林管理事務所)とFICが活動協定締結している「FIC君津の森」と「遊々の森千葉」の２つの森からなる。
3. この協定は５年ごとに更新する必要がある。
4. 「FIC君津の森」は面積０．８７ha、場所は君津市馬登、千葉森林管理事務所桃ノ井作国有林９５林班る３小班で、活動内容は森林の整備。締結協定の正式名称は「ふれあいの森における自主的な森林整備活動に関する協定書(FIC君津の森)」である。
5. 「遊々の森千葉」は面積１．９７ha、場所は君津市馬登、千葉森林管理事務所桃ノ井作国有林９５林班る４、る５、る６、る７小班で、活動内容は森林の整備及び森林環境教育の推進活動。締結協定の正式名称は「遊々の森における森林環境教育の推進活動に関する協定書(遊々の森千葉)」である。
6. （利用目的）
7. 「FIC君津の森」は森林の整備活動を通じた森づくりの実践と研修を行う。
8. 「遊々の森千葉」は森林の整備活動及び森林環境教育を目的とした子供対象イベントや成人向け自然観察などを実施する。併せて、森林環境教育にふさわしい房総の里山林をイメージした森づくりを目指し、森林整備の実践と研修を行う。
9. FICの森は、野鳥、昆虫、キノコなどを含む総合的な植生調査のフィールド、ネイチャークラフト、森林管理の勉強会の場などとして活用する。
10. （対象）
11. 森林整備作業などを行う定例会や植生調査は、FIC会員を主な対象とする。
12. 子供対象イベントや成人向け自然観察・体験活動は一般市民を対象とする。
13. （内容、実施方法）
14. 森林整備活動は、刈払い・保育伐・歩道整備・などの森の整備を行う。併せてチェンソーや刈払い機・大鎌・鋸・鉈等の使い方と管理法の実地研修、及び森林の管理の研修を実施する。
15. 森林整備活動の定例会は、FIC-MLで参加者を募集する。実施日の前日までに担当者から千葉森林管理事務所長宛に入林届出書を提出する必要がある。
16. 一般市民や子供たちへの自然体験活動として、ネイチャーゲーム・ツリーハウスなどの森の遊び体験や自然観察会などを実施する。実施の前に担当者から千葉森林管理事務所長宛に入林届出書を提出する必要がある。
17. （受講料）
18. 森林整備作業、植生調査など、FIC会員対象活動の受講料等は無料とする。
19. 子供対象イベントや成人向け自然観察・体験活動などの受講料等はイベントごとに定める。
20. （運営体制）
21. FICの森の整備活動は担当理事を中心に運営する。イベントなどの活動は内容に応じて、イベント担当者とFICの森担当理事が協力して運営に当たる。その他に必要に応じて事務局や他部会の支援を得る。
22. FICの森の協定の締結、更新手続き、全体活動計画書・年間活動計画書・活動希望申請書・入林届等の提出、契約管理業務は事務局とFICの森担当理事が協力して行う。
23. （経費）

FICの森に関する経費については「手当・経費及び収入金処理規程」に定める。

1. （個人情報管理）

FICの森活動に関連して収集する、受講者、スタッフその他関係者に関する個人情報は、FICの「個人情報保護規程」に従って管理する。

1. （安全・保険）
2. 本講座（下見を含む）に関する安全管理は、FICの「安全管理規程」「保険管理規程」に従って実施する。
3. FICの森作業については、チェンソーや刈払い機などの使用にあたっては、安全を第一とし、安全講習の受講を推奨する。
4. （その他)

本規程に定めのない事項については、理事会にて討議・決定するものとする。

(制定・改定履歴)

付則1　2021年4月12日　制定、施行